公　　告

浜田市金城町小国の土地の一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）第30条第4項の規定に基づき筆界案を作成したので、下記のとおり公告する。

令和8年1月23日

浜田市長　三　浦　大　紀

記

1　土地の所在・地番
浜田市金城町小国イ806番2

2　筆界案を確認することができる場所
浜田市都市建設部建設企画課（浜田市役所北分庁舎3階）

3　筆界案を確認することができる者
当該土地の所有者、その他利害関係人及びこれらの代理人

4　筆界案の作成者
浜田市（都市建設部建設企画課地籍調査係）

5　公告期間
令和8年1月23日から同年2月12日まで
筆界案の確認は、期間中の午前9時30分から午後4時30分までとする。（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）
第3項の者は、公告期間内に意見を申し出ることができる。
公告期間を経過しても申出がないときは、準則第30条第4項の規定に基づき調査を行う。

公　告　日　程

	年　月　日	時　間	場　所
1	令和8年1月23日　(金)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
2	令和8年1月24日　(土)	休み	休み
3	令和8年1月25日　(日)	休み	休み
4	令和8年1月26日　(月)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
5	令和8年1月27日　(火)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
6	令和8年1月28日　(水)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
7	令和8年1月29日　(木)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
8	令和8年1月30日　(金)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
9	令和8年1月31日　(土)	休み	休み
10	令和8年2月1日　(日)	休み	休み
11	令和8年2月2日　(月)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
12	令和8年2月3日　(火)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
13	令和8年2月4日　(水)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
14	令和8年2月5日　(木)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
15	令和8年2月6日　(金)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
16	令和8年2月7日　(土)	休み	休み
17	令和8年2月8日　(日)	休み	休み
18	令和8年2月9日　(月)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
19	令和8年2月10日　(火)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課
20	令和8年2月11日　(水)	休み	休み
21	令和8年2月12日　(木)	午前9時30分～午後4時30分	浜田市役所　北分庁舎内 建設企画課